

Title	異本節儉略
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.3 (1919. 3) ,p.399(123)- 422(146)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190301-0123">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190301-0123</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

於ける土地の利用が此租税に依りて常に必ずしも縮小せらるゝものではない。従つて租税の賦課に就ては、大に手心を加ふる必要はあるが、軍事公債の元利を支拂ふ爲めに、新たに租税を課することも、産業の復活は必ずしも阻害せらるゝものであると云ふことは出来ない。

勿論、他國に對して巨額の債務を負へる國の事情は之とは大に異なる。如何となれば、外債に對する處置は一層困難であるが故である。外債は、之を募集するときには、夫れ丈け外國の貨物を獲得することに爲るのであるが、之を償却する際には、同量の貨物を失ふことになる。戰爭中、自國側の強大國より巨額の資金の融通を受けし貧國は、戰後に於て、利拂に困難を感ずるであらう。

此等の國に於ては、外債の始末を付け、且つ産業の復興に必要な器械並に原料の購入費を

調達する爲めに、鐵道會社が破産せる場合に用ひらるゝ救濟策を援用するの必要があるかも知れない。例へば此等の債務國は、破産鐵道會社の管財人が發行する手形、即ち其會社の他の總ての債務に對して優先權を有する債券に類するものを發行するの必要を生ずるやも測られない。破産鐵道會社の管財人が發行する此手形は其鐵道を改良する爲めに必要な資本の調達を目的と爲すものである。此種の債券の發行は、之が爲め自己の權利を侵害せらるゝ舊債權者に依りても、一般に歓迎せらるゝを常とする。如何となれば、若し此新資本の投入に依りて、鐵道が改善せられ、收支相償ふ様になれば、此等舊債權者に對する元利支拂の見込が多少確實となるからである。

## 異本節儉略

園 乾 治

### 一、緒 言

日本經濟叢書は質に於ても量に於ても近年にありて特筆すべき一大産物たるを失はぬ。全卷三十有六その収録する處の書籍は實に三百四十七の多きに達し、殆んどあらゆる方面に涉り我徳川時代に現れたる經濟學者の著書を網羅し、誠に維新以前に於ける日本經濟思想の總記録たらんとするその抱負は遺憾なく實現せられてゐる。昨年帝國學士院が此叢書を推賞し、編者たる瀧本博士の功績を表彰せられたるは實に獨り博士の爲めのみならず、亦我學界の爲めにも最大慶事たるを失はない。而して此名譽ある叢書の第二十四卷に余が郷里の學者樋口世禎の著書

『節儉略』が博士に依て堂々經國の要議を痛論し或は當時の學者として珍らしき所論をなしたるものとして廣く江湖に紹介せられたるは吾人の特に感謝措く能はざる處である。乍併此の叢書が特更異常の興味を喚起せしめたるはこゝに收容せられたる節儉略の底本たる藤田氏の寫本は博士をして往々誤寫若くは不明の所あり、他に對校すべきものなくして著者の眞意を明確に了解し難き所なきにあらずとの嘆聲を發せしめたるに存するのである。是獨り博士の爲めに悲むべきのみならず、原著者の爲めにも亦悲しむべき一大不幸である。此處に著者と郷里を同じうし、且私縁に繋る余が淺才を顧みず、自ら異本の對校に資すべきものを得むとしたる努力は一には博士に對して感謝の意を表し、又一には著者の遺靈に敬仰の意を表せん爲めに外ならないのである。

二、世禎の事蹟

樋口世禎は字を祥郷、通稱を祥左衛門と云ひ、號を蘭峴又は滄浪軒と稱へ、老年に及んで更に息機齋とも號した。實は周防岩國の藩士吉田宗右衛門道堅の次子であつたが、同藩の樋口助右衛門喜之の養嗣となつて其女を嫁り、安永三年家督を相續した。家格は大組、祿高は百七石五斗八升で其屋敷は横山白山小路の西に在つた。彼の出生年月に就ては岩國歳事記（今田氏所有吉川子爵家保管）にも何等敘述する處なく、其外二三の世禎傳記にも何等明文存せざるを以て信憑するに足る明確なる證左あらざるも、察するに寶曆三年（一七五三）なるが如し。明和六年（一七六九）十七歳の時、甫て出仕し、吉川經倫の近習と爲り、後、官を辭して尾津村に退居し、更に天明六年（一七八六）年に至り、再び擧用せられて銃卒の長となり、翌七年（一七八七）納戸役に轉

じ、更に翌八年（一七八八）には御用人と爲り、寛政二年（一七九〇）には裏判の職を兼ね、追々内政外交の要衝に當り、精勵格勤専ら藩政の改革刷新に努力するに至つた。

彼が尾津村に退いた閑居数年間の生活は皆刻苦勉勵の歴史にして、彼はこの間、終始能く學事に没頭し、後年に於て其偉業を完成すべき基礎は實に當時業に建設せられたものである。次に掲げたる南方一枝氏の傳記の一節は當時に於ける彼の日常苦心の消息を遺憾なく寫し出して吾人の眼前に彷彿たらしむるものがある。曰く、先生初在雄津日專潛心于學日夜不怠每朝早起憑几披卷至暮始止乃擧其疑案遠就其師家而質焉一日不廢也內人怪其至暮必出夜深而歸心誤妬之比先生歸箱中之衣裳盡出而展之鳥兀之側狼藉成堆以激先生先生歸一無怒色徐起一々收之于箱中云

世禎は好むで徂徠派の書籍を愛讀したりとは岩國歴史（佐伯惟馨氏講演筆記吉川子爵家所藏）の教ふる處なるが、彼の面目は寧ろ一派一學に偏したる訓話の徒に非ずして時に當り、物に應じて、能く變通する實學を主としたる點にある。世禎は何の地に遊び、何の師に教を受けたりと云ふ閱歷を有せざる上、「擧其疑案遠就其師家而質焉」は却て不屈不撓日夜刻苦精勵せる獨學自修の人にあらざるかを忍ばしめる。遮莫尾津村の閑居數年は彼をして専心和漢の書籍を耽讀せしめ、質疑起る毎に夜々同藩諸大家の門を叩き、自ら一派の實學を完成せしめ得たのである。實に後年世禎が表したる絶大なる抱負と經綸とは此既時疾くその萌芽を培れたのである。

次に彼が廟堂にありて爲したる財政及び産業上の施設の主なるものを見るに、銳意財政の整理に努め、藩庫を充實し、諸般の資金を調達せし

むるがために、先第一に貨幣改革に着手し寛政五年（一七九三）現錢準備に依り紙幣發行の新制度を採用して好成績を得た。此時の新藩札は「信以行之」或は「不誠無物」の刻印を表面に捺し、其裏面に諸法規を印刷し、取扱を嚴にしたるを以て藩政疲弊し、財政不如意の際も其價格信用を維持し、流通圓滑なるを得たるが如きは會々彼が貨幣に關する一隻眼を有し、造詣超凡なりしを窺ふに足るものがある。斯くて得たる資金は此を殖産工業の振興の資に充て、以て新に埋立の工を起し、水利を計りて新田の改發に盡し、製紙蠟燭の業を勧め、綿作紡績の奨勵を行ひ、又上下節儉の美風を涵養して大に國內の面目を一新し、現在する尾津、中津、向、今津等の諸村に於ける新田は皆此頃の起工にして、尾津新田を開くや、寂光寺の傍に堀割を作り、門樋を設けて、水利の疏通に便せるが如き、或は新港に

波堤を築きて諸國船舶の入津を容易ならしめたるが如き、多くは彼の發意考案に出でたるものである。

寛政九年(一七九七)御用人を辭し、同年御藏元御仕置方と爲り、寛政十一年(一七九九)迄在職し退くに當り役功に依て二十五石の増祿を受け、野に下りて閑散の身と爲つた。世禎尙年齒漸く四十九なるに、早くも斯く閑地に就き非役となりしに就き、時人深く此を疑問とし、或は暫く暇を求め、専心研鑽し國家百年の遠謀を畫策せんとするものと云ひ、或は久しく役局に處して素志行れ難く、失意の裡に辭せるものと傳へられた。果然彼の閑居は空しからずして人々の期待に報ゆる處があつた。胸中深く蘊蓄する抱負經綸は文化二年(一八〇五)乙丑春正月節儉略及び理水略の完成となつて現れた。實に此の二篇の著述は彼が至誠憂國の赤心を披瀝せるも

のであつて、其所論は一々實地に就て論斷し、確乎たる成算の上に論據を有するが故に讀む者をして首肯せしめざれば已まざるの力を有してゐる。節儉略の上書せらるゝや藩公此を嘉賞して丹波石の硯を賜り家老香川舎人は詩を賦して贈つた。

而して世禎の活躍、殊に節儉略の大なる背景をなすものは當時閩藩上下の大問題たりし家格引上運動と、因て生じたる財政の窮迫に基く内外の多事とであつた。蓋し此の問題たるや實に吉川廣家以來の懸案であつて、關ヶ原に於ける敗仞の爲め、毛利氏防長兩州に削削せらるゝや、廣家竊に岩國に據つて、幕府覆滅の志ありしも幕府の基礎愈々堅實となるに従ひ、専ら古格慣例により公然陪臣の冷遇を蒙り、吉川廣紀の時、今田有福の兩人宗藩毛利氏を通じて昇格運動を試み、却て幕府の利用する處となりて宗支離隔

するや、遂に兩藩の確執反目を醸すに至つた。

斯くて歷代此運動の爲めに費す金品倍多きを加へ、財政漸く窮迫を語り、内政紊亂せんとするに當り、吉川經倫毫も藩庫を顧慮する處なく、盛に土木建築を事とし、茲に内外彌危急逼迫の勢を助成し、今にして斷乎たる革正に出でずんば滅亡すべき危機に逢着した。世禎此の時に生を草け、家老香川舎人の下に専ら財政の整理、産業の奨励、節儉の勵行等百方改革の實を擧げ野に下るや、節儉略一篇の執筆上書をなして其抱負を開陳するに及んだのである。故にその積弊を摘發するや、毫も假借する處なく、鴻圖の施設に言及するや、能く肯肯に當れるを思はしめる。

次で文化十年(一八一三)冬召されて萩の館司となり、其年中風症を病み、翌年歸國の上、致仕を乞ひしも許されず、十三年(一八一六)再び乞ひて復許されず、十四年(一八一七)三度

乞ひて始めて許され、辭するに當り、藩公特に書を賜ひて其功勞を賞し、廩米十五苞を賜り、茲に彼は餘生を平和の裡に送るべき身となりしが、幾許もなく、文政元年(一八一八)十月十日秋風蕭々たる時、病を以て溘然長逝した。享年六十有六、岩國錦見妙覺院の後岡先塋の次に葬り諡して「滄浪軒釋白鷗乘順居士」と稱へた。

彼には三男三女があつたが多く夭折し、家庭的に頗る不倖であつた。また其政治的生命も長く且つ多幸なりしと云ひ得ないが、彼が郷黨に給した新田水利築港の恩恵と、彼の著書の興へし刺戟は養老館の開講と義濟堂の設立とにより永久に後世の人々を裨益啓發して息まないものである。

備考。世禎には常之助泰藏等の幼名もある。享和三年(一八〇三)十二月防藝御境掛となるの具に供せられ、次で吉川廣達直接運動を開始

との説もある。此は寛政三年の誤傳と信せらるゝも今暫く其儘に記して置く。又晩年萩の館司に任せられたるは文化十一年(一八一四)春といふ一説もある。

三、異本の解説

本論文の執筆に當りて吾人の見るを得たる節儉略及理水略は左の六種である。

- 一、日本經濟叢書 節儉略 慶應義塾圖書館所藏
- 二、稿 本 節儉略 樋口與太郎氏所藏
- 三、控 本 理水略 樋口與太郎氏所藏
- 四、寫 本 節儉略 樋口與太郎氏所藏
- 五、寫 本 節儉略 子爵吉川元光氏所藏
- 六、寫 本 節儉略 男爵吉川重國氏所藏

右の中日本經濟叢書第二十四卷に收められたる節儉略は其解説に示されたる如く、河上博士幹旋の下に藤田藤氏所藏の寫本に據つて、採録せられたるものなれば今暫く措き、其他の物の

に就き些か解説を試むることとする。

△△△△△  
稿本節儉略

樋口氏所藏稿本節儉略は二冊より成り、一は其表紙に「節儉略本上」滄浪軒樋口祥左衛門奉」と認めあり。此節儉略には上下兩卷を通じ各所に訂正推稿の跡を存し、執筆當時の苦心歴々たるものありて、未成品の草稿に非ざるやを感せしむる點あるも、尙此等訂正添削の個所は全體を通じて僅少の部に局限せられあるを以て、完成せる控と云ふべきである。而して爰に最も興味深きは此稿本と他の寫本或は叢書中の節儉略との間に五六行或は拾數行に亘りて全部多大の異同の存するを見ることである。此興味多き異同其物に就ては後段の對校に於て明かなるが斯る異同の發生せる所以は一に全く此稿本以外に世禎自筆に係る節儉略別個に存在するに歸因

するものと確信する。尤も未だ別個の存在を明にするを得ざる今日に於ては、單に吾人一個の推測に過ぎざるべきも、一度節儉略は藩公に上書建議せられたりてふ事情に想到したる者の容易に認容す可き所なりと信じてゐる。

この稿本は果して世禎自身の筆になりしものなりや否やに就て有力なる舉證材料として彼の日記類又は往復書牘の必要を希望するは何人も同感のところなるが残念乍ら「同人ノ手ニ成リシモノ今日其儘保存ナレバ御用立満足ヲ與フ可キモ右ノ次第ニテ餘之ナキハ遺憾ニ不堪」と後裔樋口與太郎氏の尺牘は物語つてゐる。只筆蹟の判断に資するには書幅と御物定及境目川の書類と理水略の控とがあるけれども、是等の助に俟つ迄もなく、吾人はこの稿本が正統の後裔の珍藏に係り、且つ節儉略に在來廣く一般に流布せられざる著書なれば、その自筆に成りし事疑

ふ餘地存せずとせられたる子爵吉川家編纂所の井原豊氏の説に賛成するものである。

思ひ侘び書盡したる筆の海

漕ぎ渡る人のありやなしや

この一首に世禎が擲筆に當りて卷末に記したる胸中感慨の一節である。滿腔の經綸を一管の筆に委し、實現の日を百年の後に求めたる彼の胸中を彷彿たらしむるものがある。彼が椽大の筆を揮ひて主張せる築堤開堰新田埋立港灣經營悉く其洞察に違はず、桑稻繁茂の肥沃の地を出現し、殷盛の村落河港を形成したる今日に於て彼は九泉の下に會心の笑を禁じ得ざるものがあるであらう。

△△△△△  
控本理水略

世禎には節儉略の外に數種の著書がある事は瀧本博士も樋口與太郎氏も承認せらるゝ處であるが、其内にて唯一つ理水略のみが分明してゐる

るに過ぎないのは誠に残念の至である。

理水略に就て瀧本博士は「著す所本書の外理水略其他數種ありと云ふ」の言を節儉略解題に於て叙述して居られる。世禎に節儉略と理水略との外に如何なる著書が存したかは、吾人の深く知るを欲する所であるが、此に關して寄せられた樋口與太郎氏の回答は「(前略)外ニ同人ノ著理水略其他有之シ由ナレド小生幼年ノ頃養父ガ他ニ貸シ其儘紛失セシモノカ遂ニ返ラザルヲ遺憾ニ思フト常ニ申居候ヲ記憶致候」とあり些の手懸さへ見出し得ない。尙回答中に養父とあるは同氏が分家より出でて世禎の出でたる本家を相續せられたる關係に基くのである。

此理水略には明に「ひかへ」と表紙に明記しあり、控本ならざる理水略の存在を暗示し居れども吾人が探究を試みたる範圍に於てはその發見は無効に終つた。

瀧本博士の日本經濟叢書にありては節儉略と此に附録せられたる理水略との間に何等特殊の區分的取扱が行れて居ない。吾人は同叢書の底本たる藤田氏寫本を見たる事なきも、此は該寫本が恐らく此間の消息に就て顧慮を費さず、觀過せるに基くものであらう。夫は兎に角「夫經濟の本は水土を平げ……」(日本經濟叢書第二十四卷第五一二頁一行)以下が理水略に屬する部分である。理水略は節儉略より獨立して一篇を形成せるは世禎自筆になる稿本節儉略と、控本理水略が全然別冊を爲せる外に、品川子爵の寫本も吉川子爵の寫本と共に節儉略に添加の形式を明示して居ることに據ても明瞭に窺知するを得る。

寫本 節儉略

樋口氏所藏の此の寫本には開卷第一頁に「念佛菴」の印章がある。念佛菴は品川子爵京都の別

墅にして又子の別號であると云ふことである。

而して此の寫本は子が嘗て節儉略を得、一讀推賞して措かず、私に其散逸を慮り、別に謄寫せしめ、記念として樋口氏に寄贈せられたるものに係る。

この寫本の底本は何れにありや。その穿鑿は頗る興味に富める問題なるが、稿本節儉略より寧ろ吉川子爵の寫本と符合一致するの點多きを以て觀るに、其底本は吾人の未搜索し能はざる自筆或は他の寫本なるが如し。何となれば樋口氏より底本を得て出來せるこの品川子爵寫本と世禎の獻本を基礎としたりと推斷し得る吉川子爵所藏の寫本との間に斯る類似共通の關係を見出すは、前述せる稿本節儉略の外に恐らく世禎自身の筆に成りしと思惟せらるゝ二個の節儉略の存在を暗示すと結論するも、敢て無稽の説ではあるまい。

尙品川子爵出版の節儉略に就ては吾人も瀧本博士と同じく搜索を試みたるが樋口與太郎氏は「品川子ノ出版ハ僅々數部ニテ其内薨去セラシ故中絶セシトノ事(中略)小生モ承知致サズ候」と回答ありて出版せられたる節儉略は全然同氏の目に入りたることなし。これ品川子爵出版の問題に對し第一の疑問とする處である。而して此問題に關聯して吾人の好奇心を喚起して已まざるものは品川子爵寫本の表紙に「共五冊」と謎の如き三字が墨黒々と認められてあることである。茲に五冊とは何を偶意するものであらう。若し節儉略其他世禎の著作を全部五冊に寫本せしめられたりとせば、節儉略本末二冊以外に三冊の寫本が同じく樋口氏に寄贈あるべきを、此事あらざりし事情に鑑みるに節儉略數部出版の舉ありとして傳へられしは實は五部の寫本を子爵知己の間に贈與せられしにはあらざるか。勿

論以上は吾人一個の臆測にして何等確乎たる論據の上に立ちし説にあらざれば出版は計畫のみにて中絶せしや或は寫本の分配を意味するものなりや、遽に定め難い處である。

寫本 節儉略

節儉略は文化十年に加筆の上時の藩公に建白せられたるが、這般の事情は末尾の「過言不敬を不顧……恐惶謹言」の一句に讀み及ばざる者と雖も、容易に知悉し得る處である。是に於て乎舊藩公吉川子爵家所藏の寫本は世禎の筆に成れるものならんと大なる期待を有したるが、同家井原豊氏が態々郷里の本邸より取寄せられたるものは最近故人となりし森脇某の淨書する處で吾人の豫期に反するものが多かつた。而して此新寫本の底本に就て井原氏は同家書庫目録に是以外に節儉略の登載なく、或は未整理に屬する書篋中に埋没し居るやも計られずと説明せられ

た。他種の節儉略の寫本即ち男爵吉川家所藏のものの子爵家本より轉寫したるものにして、是又最近のものである。必ず存在す可く豫期したる所に十分の資料を見出すこと能はざりし吾人の遺憾は多大であつた。且つ事情ありて吉川男爵家寫本に就ては十分研究するを得ざりし事を遺憾とする。

四、異本の對校

曩に瀧本博士は經濟叢書の編纂に際して其底本たる寫本に往々誤寫脱字の存するを遺憾とせられ、又近くは河上博士も同じく節儉略の註釋あるものを見て叢書中の節儉略が全然此を欠缺するを頗る残念なりと云はれたとの事である。而して吾人が此兩博士の言と異本の搜索に就て比較的便宜の地位にあるとを考ふる時は、此異本の比較研究は吾人に殊に與へられた使命なる

かの感がある。乍併元來此の業たるや淺才微力未だ學途半にある吾人の到底容易に完成成就し得る處ではない。只是に由つて些乍らも世禎の眞意を明瞭にする處があれば本懐の至である。

注意。對校に際しては世禎稿本を世、念佛庵品川子爵寫本を念、吉川子爵寫本を子と略記し頁數行數は専ら經濟叢書に因て此を指示することにする。

- 百數 行數 日本經濟叢書本文 異本に於ける本文
- 三九九 一〇 「元祿享保の頃」 前行に續きて「元祿享保の頃」世、子、念、
- 四〇〇 三 「猶更足輕以下庶人は堅く無御座候」 「猶更無御座候」世、子、念
- 同 一三 「引平し」 「率先し」世子念
- 四〇一 一一 「先人々道を被爲執行」 「先聖先師を祭り養老序齒之法を設けて人主自ら子弟臣人の道を被爲執行」世子念

- 四〇三 一二 「口事」 「至る事」世子念
- 四〇四 六 「淨瑠璃三味線等は」 「淨瑠璃三味線等は」士大夫の間にて可弄事に無御座候士大夫之言行貞固にして「世子念

- 四〇五 四 「御仕置」 「仕退」世子念
- 四〇六 六 「不義」 「外儀」世子念
- 四〇七 六 「御條相」 「御條目」子念
- 四〇八 六 「御決治」 「御決定」世子念
- 同 九 「御天機」 「御天職」世子念(以下同)

- 四一一 三 「三ヶ寺」 「被爲入御念候は」世子念
- 同 一五 「の爲御念候は、」 「被爲入御念候は」世子念
- 「御手向」 「御年回」世子念
- 後半にあたり左の註釋あり。世子念
- 「一、御本家には御持佛と申義無之御先祖様御法號は一幅の御掛物にして御參府の時は御持參被遊候由に御座候事宗廟を御建被成候へば格別に御持佛に不及御觀念は御掛字にて相濟可申候」

- 四一二 中程にたあり左の註釋あり。世子念
- 「一、此處にて御家譜並に將軍家御代に御公勤の大概第一御本家御分國の大意古代御三家へ御遺戒の筋相御

家人一致の服膺相成候様に盟約の御書付被仰付候て毎歳於廟堂御拜見被仰付度候

四一四 二 「御近習を以」

「同日に御領内生土の神社へ同様に御祈願被遊御近習を以」世子念

四一五

本頁の始めにあり世には左の註釋あり  
「諸家と申ても御開祿(?)の御内取さへ(?)御辨相ならでは御引合に難相成候世

四一七

九 「人々五蔵」 「人の五蔵を備候如く」世子念  
「定規」世子念  
初行にあり左の註釋あり。世子念

「國家の政事は民に父母たる御天職に御座候へば分職の御役御肝要の御公勤に相當候然に人柄其任に堪候御選擧無之て不相濟候事に御座候へば周官の六徳を以六官の職事に當候如く諸役の最條を立於廟堂御取計被仰付頭人へ各々御直に委任の御意被遊御役の面々へも其御主意を盡達被仰付候へば其至徳を感戴仕り附屬の小役上の御孝徳に御座候へば其至徳を感戴仕り附屬の小役人迄も厚きに歸するの心底に反求仕り私を捨て重く誓約を勤め公務專一に相勤候心得に決定仕候又此元は武士の成立其向くの才徳を見立専門に官材を仕立御上の御天職を奉補候様に學館へも其規則を被仰出坊より其任に當り候教示仕候御取扱に御座候へば此官材は備

り可申候學問と申續ても此外道徳の目當無之儀と奉存候

四一八 七 「諸藝□□の事を」 「諸藝の事を」世子念

四一九 一 「惡を論じて」 「義を論じて」  
十三行目あたりに左の註釋あり。世子念

「一、御本家には御目付の外に御直目付有之其下に裏付足輕目付も有之内外照し合て御開立有之様に相見格別に不被仰候とも此御設けは御側向の正敷人物を御撰加役にして被仰付置候て内外御照し被成候へば考課の實否も委しく可有之哉何程御節儉とて賞罰は御手厚に御詮議被成度候」

四二〇 一五 「御用達の儀は」

「御間に達候儀は」世子念  
十一行目あたりに左の註釋あり。世子念

「一、近世御節條は御一職切に改り候得共是節制不立の元に御座候へば御家人階段御改有之其一階々々に永久の覺悟相成候様衣食住武具馬具等の制上下の規則を以其物通り應分の覺悟仕只禮儀の繁簡物の精粗は其者其時の貧富を以此禮者より差圖被仰付毎々御制度の改無之様永久中庸の御定被仰出度候別て御上下の旅裝御供立等時々御差圖有之候ては全く御武備の薄みにて無益の費に御座候彦根などの法は古今相貫き既に水色股引に黄皮の引ばだ等は上下相貫候制度にて以前股引の色改り候を見て岩國も武備衰微と評判仕候山搦々御外

閑無是非事に候美麗の出立は却て武の恥辱に可相當候事。

四二三

三行目あたりに左の註釋あり。世子念  
「一、國家の仕置は政教一致の御取計ならでは物事實行難相立法度號令のみにては直身(?)の人柄出来不申候然に先正月御事始に連歌の御會始は御座候へ共經書の御讀初は無御座候是君臣修徳の本に可有御座候へば御家老を始重役の面々各經義一條宛得意の章を讀經被仰付度又馬持の面々は御乗初の日名々乗馬を勢溜りへ引出し入御覽御好にても有之候は馬場へ御供仕り乘前をも被遊御覽度本人病氣に候はゞ子孫又は明友の内にても代乗被差免馬場にては御吉例御旗御馬印等被差出御家中の子供迄も拜見被差免度又御具足祝の時は御召料の御具足御采配等をも御床へ被差出御流頂戴の時は各着具仕頂戴仕候様に被仰付候はゞ武具馬具相應に覺悟も可仕候只今の通りにては文武共皆噂事に御座候て一向事實に不直不覺悟を常と仕候は扱々無是非事に御座候當時何程困究ても是等の儀は心懸次第にて相應の祿役と存候はゞ其品に善惡には不拘用便調度は可相成事に候々様の儀は物數奇の様に候へ共御取扱次第にては費を省き用具を覺悟仕候風俗に押移り可申と存候

四二四

八 「御番入被仰付」 「御番入被仰付彌考課の法を嚴にして其秀才たるものを

舉て應身の御用被仰付」世子念

同

一〇 「重任の選舉有之間敷事に候」

「重任の選舉有御座間敷事に候器量發明を以人を舉候は戰國の餘習にて聖代人撰の法言に背き」

四二五

二 「吉敷」 「苦處」世子念  
五 「忠謀の輩無之」 「忠謀の輩無之にはあらで」世子念

四二六

二 「節儀は脇に成利勢ならぬ義は」 「節義は脇に成利勸の働を忠勤と相心得候風俗にて學問諸藝も利勸ならぬ義は」世子念

四二八

一行目あたりに次の註釋あり。世子念  
「一、此條後世の學問は學派區々にて取捨各宜を異にするの弊有之政教純一に無之と相見諸生の成立は一致不仕ては御政務御手薄に御座候」

四三四

四行目あたりに次の註釋あり。世子念  
「一、理法權の説經書には見當無之素書に出候様に相見候是則先王の法言にあらず理を以推、應を以度らば其人の器量限りにて則人心惟危の場にては無御座哉可恐



の至りに候」

四三八 九 「諸勤口」

「諸所勤控」世子念  
一五 「應變の取計ひ相成候様覺悟不仕て」

「應變の取計不相成候へは節制教諭兼備候て何時も應變の取計相成候様に覺悟不仕て」世子念

四四一 九 「勿論廢家の婦女等」

「又功勞有之ものへは死去の節喪祭の料をも相應に被下度候勿論廢家の婦女等」世子念

八行目あたりに左の註釋あり。(世に限る)

「一、此御預り知行の半徳は備相米加入被仰付候へは其家筋の御奉公仕候道理(一)に候且追て御取立の時の御手當も持前に無之て相濟候」

四四四 一 「再三口切」

「再三口切」世子念  
五行目あたりより左の註釋あり。世子念

「一、徒罪の者村預に被仰付候へば譬ば百目の過役は半年の内村方養ひにて長百姓より差引仕力役に召仕候て教諭を加へて善人に相成様に誘候事二百日は一年三百日は一年半六百日は三年と定め公役の間合は村方の日用に使ひ候て養の助に致し候事、但徒罪は村にて否開

又は少々の新開等被仰付候へば其罪を贖候」

四四五 二 「御詔の言行」

「於他の言行」世子念  
四四六 二 「配卒して」

「配下を引卒して」

「一、治世にては失火急變の折駈出しの御手當有之も武備の一端に候へば當々諸組の御手當殿重に被仰付一番組仕候組へは御意を以御賞美有之度候尤只一度の先駈は不意にも仕ものに候三度及先駈仕候は賞し候覺悟無之て不相成候」

四四七 一〇 「古實口なる」

「古實者なる」世子念  
四四八 一 「行あたり左の註釋あり。世子念」

「一、當時開作高直りの者も本知同様御馳走米被仰付候へ共是は土地の持方にも造作入有之且高を好て物成至て不慮も多く難進仕候へば開作高へ掛る御馳走米は半減には被仰付度且又内所務と申儀は全百姓の隠田に相當り候へば夫々高直に被仰付度候尤本知五割以上の高直にして物通りの御役目被仰付度候

一、諸役高相極候へば旅方渡銀も根知行の高下に不拘役高にて同様に支配被仰付度右は御用人奏者御目付等は打込み先官せきに相成候へ共役高極り候は古法の如く同高の役は打込みて先官せきに候へば其人御差繰にて頭向へ轉座被仰付候に差支無御座候」

四四九 九 「足石被下度」

「足石被下物成平等にして

四五七 三 「困窮に垂るも少からず候へ共」

「困窮に垂るもの擧ぐる數かたく候」世

一〇 行目にあたり左の註釋あり。子念  
「一、國家の萬物は土地民力に生ずるものにて其用を節するは國君の政事に候へ共其本は上禮讓威儀有て下其總に服し候ても素り小人は偷々にて其身を保し御恩無之法度號令のみを以下に臨み候ては民の父母たる仁政は遍不行届候周禮司徒職の保息六を以萬民を養と有之處にて一は若幼二は養老三は賑窮四は恤貧五に寛疾六に安富と御座候へば郡方の役人常に此保息六の心を用候様被仰聞民を視る事子の如く引て財本を固くし長く其を守るを專一の勤務と相心得候様に被仰付度候事」

四五八 一〇 行あたり左の註釋あり。子念

「當時清朝の法に清大遍審と申事有之五年に一度人力を以吹め年餘強柔養の長短力行の巧拙附取有之十年に一度田土の廣狹肥瘠租税の厚薄一日に相見候様に夫々四至傍示を改め候て附取有之此兩條を以民力を量り候儀政府の要令に御座候て土地人民の盤目に御座候此本なくては善政は行れ不申候

四六〇 八 「此圖案にては」

「此圖案無之ては」世子念  
「難相成」

相應に家事を忘れ御奉公仕候様に有之度」世子念  
一四 「然は御裏向等も」

「然は御家老の下に御用人八人位有之前に相記候四役並御側御裏等も」世子念

四五〇 八 「魚飯にて」

「夫々當り前の當番は無飯にて」

四五二 一〇 行あたり左の註釋あり。世子念  
「一、足輕肩上の役に被召仕候は階級には無之其もの身固めの爲古代より被召仕候儀裁と相考候然は若手の内肩役飛脚等相試有之三十已上本務の足輕而已の御奉公仕候様有之度候豫州などには若き内には相撲御取らせ被成候由夫よりは飛脚且肩役へ上召仕候方宣布相見候

四五三 一 「美服は不相用」

「美服は不相用足輕以下庶人は堅く」世子念  
二行目あたりに左の註釋あり。世子念  
「一、惣て衣食住の制其縁に應じ覺悟相成候様に夫々品定只其身相應にのみ被仰聞候ては覺悟をこくに御座候晏子の一狐裘三十年と申如く禮節を不失は前儉の木旨に御座候やたら儉下の廉品を用ひ候は却て君威を損し不節制の基に御座候節儉と申は此處に可有之儀と奉存候」

四五四 一三 「勝手不見候」

「身勝手不見」世子念

四六一

六行目あたりより左の註釋あり。子念

「一、延敵御買上の儀上田は延敵無之ても事足り候へ共中下の田地は一割二割の延敵有之其餘の畝廣を御買上にして本文の通り御支配被仰付度山畑等五割増の大格に内檢地被仰付度候古今は三百六十歩を一反にして今の二割増に相見候是を以内檢と被成候へば當時の重租に相應可仕哉」

四六三

六 「飯を拂出候儀も」子念

四六四

七 「公法に御座候」

「公法に御座候其上古は封戸封田にて石高を以租税を取候事無之故延敵欠畝の沙汰は無之候」世

八 「米銀を出し被下候故田石掛り」

「飯米を被下田地の破損は上より修理を被仰付候へば下の物入は無之只租税計りの上納に候へ共夫にては國用難相濟石懸り」世

同

「米銀を出被下候故田島の破損方を始下の物入は無之然ば田租計りにては國用難相濟候故國々石懸り」子念

一三 「古人此民間の」

この前に世には左の一句あり。

「畢竟當時は年久敷捨地無之候故高德と現地の廣狭肥瘠と符合不申甚不廉直に御座候元來租税の古法有之候故石懸りにては重租にて苛政は相當り候右庸調の法は」世

同

四六六

「若庸調再興被仰付候へば是又御本家領の如く」世

三 「兎角貧民」

「此の前に次の一句あり。世

「畢竟所石代文よりの三ヶ條改口御所務相減候御所帶難澁の根元に相當り候へ共急に古法に復し候はゞ民の痛に可相成候御患を以此度庸調の仕法被仰付候へば此段役人共克服警致候」世

一三行目あたり左の註釋あり。子念

「一、調布の儀は家別布一反之定土産を以其代り相納候事但在町とも布一反を代六匁と定木綿紙炭薪蕪なわ

細引其外何にても其處の土産を斬別六匁だけの品取集め置御用觸有合候村方より差出し追て木綿一反の割合に算用仕り候事右の處に櫛櫛等相納候ても宜敷候何分手職業物漁獵等の類にて現銀納メ無之様に村々心懸け候事

一、御家人寺社並に下屋敷等有之ものは櫛櫛植込置斬列相納候事、但桑を植て糸を納め候へば猶更によろしく候

四六七

「其元に立入吟味無之」

「兩様に可有御座候且又石二升五合は千七百石餘庸調は二百五十二目位にて候へ共石懸り程には下の庸無之且伍法のへり宜候へば百姓身代の外にて上納相濟申候是古人の源仁應禱の及所入に御考有之度候且又此元に入て御吟味無之」世

四 「何分其村方の人力に應じ」(四六八頁三行迄)

四六八

「三 禁止候御代官」(六七行末迄)

「禁止口外を口ひ候仕方可有之候並に義倉社倉の仕法を設けて民の利に走な防ぐ可き事肝要に候事、社倉法内に入」として別紙挿入し四六八頁八行伍法の項全部を缺き其代り次の一節あり。其全文に曰く

「一、當時博奕富頼母子等の禁有之候へとも人情の利に走る事水の卑に就が如く嚴禁を以防難き勢有之良民も子弟を損するは不得已惡潮に候へば世情に先達て未然を防ぐ一術有之度は又故なくしては難成候へば毎歲春秋生土の神社に於て社倉の興行被差免神樂を奏し五穀成就人馬安全の祈禱被仰付此時其前前に制(?)の言

を立伍法を聞博奕富頼母子に入間敷旨堅く神明に約し此に社倉頼母子へ札入仕候辨は勿百懸ならば千人にして一貫目に候へば其内五百目取二人と申様に元方へ殘なく拂出し取前より二割杯と出し其日の雜用並に村方小入用を辨へ候時は取前に當らずとも其益を蒙り又民は年中苦勞仕るものに候へば上よりも御祝被成て濁り酒にても被下一下代の生土五社ならば五日六社ならば六日と一日一社宛々神樂として春秋一下代一ヶ所宛市立の如くに興行御免にて民勞を謝し玉は萬民も其澤を蒙り他の惡遊びの口禁候所も段々民心徹底可仕候又此時春秋の作り初穂を神納仕らせはも社人へ不渡村方に蔵を建て毎歲詰替の圃米に仕り翌年詰替の節社頭の修理且宛民扶助の料に仕り候は、義倉の古實にも叶可申是皆上の利に無之全く其村所の覺悟に相成事に候へば割相等は貧富應分の仕方可有之候古の義倉は上中下戸を九段に分粉を納候古法に候へ共多□には納難く可有之候へば粗さ麥と半分宛私場に作り糶に(？)上々戸も一俵を不遺□詰一斗として取集め來年の作に取續き□神倉に納置新穀登り候は、詰替仕り古穀は賣拂其代銀は良法を設け利廻りに被付候て年を積り候は、大に國益を興し候事可有御座候、但石懸り等へ口て無用此兩様は家と人へ割る古法也」世

四六八

伍法の規定初に入るべき左の註あり。子、念

「一、在中に鐵砲勝手に放候儀被爲禁候て鳥獸の害を防候爲庄屋所一組に五七人を限獵方のものに定置候て其ものより鐵砲改め仕り候様被仰付相應に御心付被下置候は、足輕の駄代等にも可相成候豫州などには口筒の者と中郡中の内目附を兼て代官附の役人有之由是足輕の駄代之由に相聞候」子念

四七二 三行目あたりに左の註釋あり。子念

「一、材木藏は川西御藏前へ番所を立植松の内に竹やらい圍ひにして板料角其外一類くにて圍屋込候て御用外御拂木は浮役立合にて當分に代納申付候べりに被仰付切出し竹等も皆此所にて拂方被仰付何も差支無之様に仕入被仰付候へば大に御利益に可相成候如今建木にて札入拂にては山荒て御損失に相成候」子念

四七二 三 「御用水……」の項

切出し之材木は材木藏を立て御用水並に御家中入用の手當仕り餘材は他所賣被仰付度候事」世、子、念、

五 「右山子は……」の項

「右定山子は一代切の御家人にして御中間の不足の時は被召仕候へば御武備の一端にも相成候事」世、

八 「右の通り……」の項 (なし)。世

「三」 「□り」 「偏り」世子念

同 「前年より用意仕らせ……」(四七二頁四行迄)

若定數を越候年には御應の代銀立に被仰付候時は入用

の材木は下にて手當仕り不足有之間敷候尤御代官手元にも山方役人申付置候て毎々山官□等無慮申付折々自身にも見廻り候へば諸々谷々土砂出候處は砂留にても申付水理治り田畠を害せぬ様に當々心懸候様被仰付度候事」世、

四七三

五 「右山畝割付……」の項

「右在々山割の仕法は在にて役人五人組立候て下積仕らせ石盛申付候事、其上へ御代官御目付立會廻し驗地仕らせ清見仕候て若私曲有之候は、其村悉く割増仕候仕法に兼々申渡候事」世

同

八 「但萬一不直……」の項

「右の通りに仕候へば綿密の驗地に不及不直無之候既に御本家領は田地の毛見にても廻して相濟候由是却て不直無之仕法に相見候」世、

同

九 「右山地子……」の項より四七四頁「右の外山仕方……」の項迄世積稿本には全部なし。

四七四

「古今の變通無之古の直段にて御買取有之候ては時々相場に外れ渡出し難澁仕候も無餘儀近來は少々増銀の御吟味も有之紙漉御念を被入候御物行には候へ共最早年來の困窮にて容易に古に復しがたく高利に御買上被成候ては御利潤少く扱々難澁の儀に相見へ候て愚考仕候處悠て消色の直段と申もの天下に通し時々相場有

之一國一郡の治定に雖相成古より石代銀相場等時々相改有之候所畢竟當時島石代現米と較候て三ヶ一の上納にて大きに御損失有之今更急に現相場を以上納仕り候ては下の痛み又大かたならず候へば石島方銀納の所を精納に被仰付候へば追て下々に吟味仕り下にも利勘有之事易簡にして抜けも有之間敷候左候へば凡五千丸等は定繼に可相成其上は他所直段を以御買入有之又は他所賣をも被差免候は、一事兩益の御仕置に可相成其利害追々相記候右納の仕法左に」世

同七六 九 「但於下地……」の項

「但代錢納にても格等受取可被差出候へ共は無據所の上上ならで代錢納相引受不相成候事」世

同 一 「但田方持の百姓……」の項

「但丸別一斗増四斗宛相渡候並に石持の百姓年貢米糊米平手を以差引相成候事」世、

以下二行「楮上納……」二四行但書、一五行「苗代知……」の項は世積稿本には全部なし。

四七七 三 「此度格等……」四行「紙漉の者は……」及但書は世積稿本には之を欠ぐ。

同 六 「右の通り簡略の仕法……」の項

右の通定法相成其時々役人受合て無相違漉物仕らせ候へば見取役人の外紙方楮方共に多人數の權に不及易簡にして費無之候畢竟當時紙數相減候も如古代役へに差

出格方などは新規の御吟味にて諸飯其外却て古事多々に相考候是又丸別減し候て役人も減少無之ては不相濟何も丸別の實に當り上文彌受銀は夫だけ口口程と被下置候は、追々澆増可有之候尤當時の幣十貫目を石代にくらへ候へば凡三石五斗、の御馳走に相當り候へ共元來百目に三石と申御定め寛文の頃米價石に三十目内外仕候時の御定めにて當時に引合候ては三ヶ一の員數に御座候故下には大きに利潤有之其譯相辨候ものは無之島石は簡樸のものも存入候是從來後方の意りにて最早取歸し難相成今の米價にくらへ候は、島石高一萬五千石にても凡四千石位は毎年の御損毛に相當り是御所帶御難澁の根元に相當り候へば此等の趣得と被仰聞候は、下にも御無理とは存問敷候又素り百姓の手にて作り物を出候は現錢よりは心安く殊に格なきは少く氣を付候へばあせぎしにても植込み相成ものにて追々には格も繁昌可仕候其上夏半納の運も無之又作り増等他所直段の御買入有之候へば出精の者は利益有之意りの者は御上納にも追れ候故自ら勸農の一助にも相成候世

而して此本文に對したの註釋あり

「享保頃には出紙受高一萬千百十三丸餘口口七千二百三十三丸餘御利銀二千九十一貫目の内六百八十六貫七百目雜用の銀等引の殘千四百五貫二百九十三分御利徳上

納と相見候當時水五千丸口口三千丸にして代八百五十貫と買元銀雜用凡五百五十三貫目餘と相見御利銀三百貫目程に相當る古今の御費用得失相見候事世

四八一 「遊逸遊藝に日を消し」  
「遊逸遊藝にかへて富國強兵の志には士風を損すると申儀に無御座候或は風流文藝に日を消し」子、念、遊逸遊藝にかへて武門の用意を調るは富國強兵の志にして、…(以下同斷)世

四八三 「不繁昌にて…國計の理に御座候」(四八七頁四行)

「不繁昌の元に候況他商人などは事煩しく候へば交易の手嚙み候故入津不仕様に相成候御買手挾に相成候惣て下より申出候御利益多くは書面は宣布候ても其實已を利する本願にて納り銀は次第に減じ口口事は煩敷相成永久被行候儀無御座候酒造などの如種々御吟味も有之御手か、りにても上納方は難澁多く相見候兎角法は簡ならざれば難被行意惡は煩雜に付込候ものに候へば返すくも與利聚歛の沙汰國政を害する處得と御氣を被附度御事に候乍爾地利人力を盡して生財の本を養候は又經濟の一術に候へば其得失委敷御詮議被成度候

一、藥種座被立置て製藥をも仕候へば御領内にて落捨り候藥品纒ながらも皆交易相成天物を空く不仕御仕置に御座候其外土地人力より出候御利益は眞の御利益に

候へは其物に應じ簡便の仕法を設けて下を利し上を益する御仕置何程も可有之候上の御利益のみを逞しく聚歛する時は生財の本涸候て却て不經濟の至に御座候世

四八三

「國札通用の術は其場の賣事盛に無之ては銀錢融通不仕候殊に御領は入津の米石無之ては渡世不立行揚相に候處是迄追々川に悪しく相成入津の便利不立追々賣事相衰候故本文の如く速々の愚案相記候處近來浮濛被仰付候ては寔に近國の要津に御座候へば於此所市立等被差免追々人付の模様を見合米穀を始先船荷物難捌品物札入拂にして國札を以懸込被仰付候へば近國迄も通用宜於場合は兩替の歩錢出入共所の賑に相成相應口錢も上り大に御國益且札の根銀も追ては下に相貯候様に可相成米穀は居ながら元安の買込相成候故御藏へ戻り札無之様可相成候然共法度煩敷候ては他商安心不得仕候へば此處別世界にして御領法に泥らず萬事緩かにして只買賣の諸を專一にして諸客安心仕候様御取扱有之候へば是則安富の御仕置に御座候尤此場合の外にては嚴に制禁被仰付候は、銀錢融通の節策にて且は御家中を始年中兩度の幣散敷有之候へば平生の質素も却て克相立可申候是陰霽を洩し陽氣を迎諸民全活の御政事に御座候哉と奉存候元來人は陰陽往來の内に生育仕候も

四八八

「買手も賣手も克行届き申候是算用より勘合と申現證に御座候況米銀の出納は至て重き御政事に御座候へば克々吟味相談の上ならては現物御藏出は不相成儀竹木とても皆封國の口上にて國計の本質殖衛に止る義に御座候へば漸を積て御利益を興し候土地の御べりと勸農の行届候を經濟の至功と可被成候算用事は右に申候様に大べりに遠無之候へば深き御吟味無之却て克く相べり候世

四八九

「買手も賣手も克行届き申候是算用より勘合と申現證に御座候況米銀の出納は至て重き御政事に御座候へば克々吟味相談の上ならては現物御藏出は不相成儀竹木とても皆封國の口上にて國計の本質殖衛に止る義に御座候へば漸を積て御利益を興し候土地の御べりと勸農の行届候を經濟の至功と可被成候算用事は右に申候様に大べりに遠無之候へば深き御吟味無之却て克く相べり候世

四九〇

「現事も皆眼前の事に候へば姦惡も調略可致問合は無之候故罪に落る人も無之速に相べり世

一三行目あたり左の註釋あり、子、念、

「一、此會計法の義は去る己の年以來毎度申立候へ共所證御藏元内折合不申先は流儀の進ひを安んじ候心得に相見候是全く因循着する人情殊に本文に申候様算用法簡便に相成候ては綿密の潔白相顯れ不申様に存入候人

情にて算用者よりは難申出候得ば何分重任の決断なら  
では事成不申候」子、念、

四九一 「衣服外飾立派……薄みに御座候」

「分限に過候取扱有之候ては却て心有ものは御家風の薄  
みを見透眞の御耻辱に御座候」世

四九五 「終には斯御難遊……免法も弊無之候」

「口と是のみ歎々敷奉存候願くは是迄の出預り丈々は假  
令御借銀被成候ても丈夫に御貯有之自今其手に紙方

□方御利銀に應じ御摺出しに被仰付板木は御納戸の時  
々御藏納有之根銀半方宛は御引替の御手當に殘し置其  
半方御利徳に被成候へば彌預りの根強々繁昌可仕候惣  
て作事染始まは此等の處にて可有御座候」世、

四九六 「喜兵衛申如く……恐入候儀に御座候」(六行  
迄)

「此外當然の利潤にて後の害を生候儀何程哉可有御座候  
己に私近來存知始め候事にては預りは盛にして害を生  
じ庸調は止て利を失ふ過不及の成行は皆後人本を正ま  
す時の間渡にて其法も却て害を招くに至可恐恨の至に  
候然れば廻り違き様相見候ても古法を被爲守其過不及  
は賢哲の事跡と諸家の御辨合を以御領地の入り方を量て  
御應分の制を御建被成候へば理外の御減略出來可申  
候」世

四九七 一〇 「規則難相成……申道と申者に御座候」(四九

八頁一〇行)

其規則を立就て無息の御勤方にて上行下守り儉素の風  
俗に移り候様に御取扱肝要に候然其法煩雜にては又  
人心滯屈して事成就不仕候へば法は易簡にして嚴なる  
所を以大業成就可仕候此故に易なれば知安く簡なれば  
從安く易簡にして天下の理得と申は人賢不肖となく押  
並て行安き法を設て永久運續仕るを天道に叶ふ正道と  
は申にて可有之候當時は事毎綿密なるを以肝要と仕る  
物行に御座候へ共是畢竟身はらげと才智より生ずる  
所にて實事を離れ外儀を儀儀持方取も直さず驕慢の  
情に御座候て却て吞舟の魚を洩す事實有之候」世

「一、次第に身はらけ」「次第に事綿密に相成其綿  
密に付き人手物入却て多く相成畢竟意みはらけ」子、念  
七行目あたり左の註釋あり。子、念

「一、周官に職内職歳の役有之如く勘定役の内年番にし  
て算用究相勤候へ共去年の元方當年の拂方を相勤去年  
の拂方は當年の元方相勤候様に取締置候へば入方に流  
通して出し方取締候様實事に徹底仕り諸運も速に御座  
候是又古今の良法にて記憶と書傳と合體仕候ゆへ實事  
克行れ申候」子、念、

「一、右承應の御物當は淨性院院御前にて御取立有之私  
先祖樋口忠左衛門と申もの御手傳仕候由に相見候古代

の事に御座候故御役名は相見不申候」子念

五〇四 三行目に入るべき左の註釋あり。世

「米方御拂八千八百五十一石四斗殘三千七百三十六石一  
斗合米二萬九千八百廿九石一斗御遺殘り御賣米銀二百  
三十三貫五百六匁銀百五十五貫七百九十八匁御藏入島  
方其外  
御拂方四百八十貫四百二十一匁にて差銀九十六貫七百  
十五匁御不足と有之候」世

「一、當時米相場石に付通用錢百目内外大格凡二千石代  
凡島方六千石と見て四千石位は毎年御不足に當る」子  
念、

五〇六 一行目に左の註釋あり。世、

「外に差引物内にて拂方八百石餘も相見候へ共是は御仕  
法改にては減少の沙汰可有之候又御利益の出入等難見  
候故除之」世、

五〇七 六行目に左の註釋あり。世

「外に差引物の内拂四十二貫九百八十八匁御仕法改り候  
上ならでは此方減少の積り相見へ難く候へ共外御利益  
方の出入等□□故除之」世

五〇八 三四行間に左の句を挿入しあり。世

「此分當時預り納に候處白銀に相成」世  
「一〇行に左の註釋あり。子、念、

五〇九 一三行より左の註釋あり。子、念、

「一、右納り銀追々文上りの通用に被仰付候へば白銀と  
對長仕り銀錢の歩違無之候へば諸向御遺言に相成不申  
臨時の御手當御利益に相當り候事」子、念、  
「御舊記の儀御用所にては其目々々の記録夜々入候ても  
相記置候得共御藏元にては八ツ時切にて諸役所退散仕  
候故諸掛紙袋へ相込置追て御算用と一同に反古さらへ  
にて容易取しらべ上相成是御費用の上の間違も無覺束  
御手落の事に御座候

「一、惣て銀主御取扱の儀貧富は時の盛衰に御座候へば  
御くり合次第にて利下御口等は無之て不相濟候へ共又  
彼等も貧富は時の仕合に候へば貧を賑の御惠は富者へ  
の當り障りは無御座候兎角に信を失はぬ御取扱にて永  
久御實意に信服仕候様に無之ては御家の御名望を失ひ  
御存ならずと奉存候  
然ば古代御用に立候もの共子孫若困窮至極仕無告の身  
と相成候はゞ少々宛なりとも御支配銀被仰付候は、御  
仁惠久遠に及候御良政と奉存候」子、念  
但し右末項は子には欠ぐ念にのみあり。

五一一 一〇行「文化十年西正月二十八日」稿本には之を欠ぐ。  
「此理水略の儀は去る丑の春御藏元差出し候處其后跡里  
布御築立相成向今津尾津等追々出來新川堀をも被仰付

候へども常流の仕法未だ全からず川筋中側廣く水勢緩み候て水落不宜候故尙又當時の形勢に付て中側を流口□□極上げ其外地を以川流の御手略に相成候様此節取調べ仕候へども何分其元より御穿鑿有之永久御爲宜敷様有御座度奉存候故爰に附録仕候畢此理水略よりして一には御家人土着の古風に復し一つには産物増長交易運漕の便宜敷く富民の基にも相成一には御借財調達の主意を挟み愚案仕りたる義に御座候へば乍憚此主意に御徹底御座候へば既に御築立相成候新開にて又御買上の御手段も可有之哉何分御家人近郷にて少々にても土地御持せ被成候へば人馬相育候都合宜敷武備節儉の實意に相叶御家人民情に通じ候一徳も有之旁一事敷益を求候御仕置と奉存候

五二七 六行に入るべき左の註釋あり。世、子、念

「此四千三百の内を以頼母子勘合にして新田御買上或は築添等を以御家人へ支配被仰付年貢は其主人に歩展に相成下他人(?)は家來を差遣し永代土着の形に申付全く中間百姓と申に召仕候へば父祖代々名田同様にして家調を定其内にて年貢主用等差引爲り上納仕候事」世、子、念、

五二〇 圖形は顛倒し説明の符合を逸す。

以上對照比較する所は單にその主なるものを指摘して列擧したるものにして尙詳細に漢字の

相異、送假名助字の有無の如き、些細なる異同を考ふる時は各頁各行に亘り、殆んど擧ぐるの煩に堪えぬものである。

茲には特に各異本の價値を批判することを避ける。乾燥無味の文字を羅列して貴重なる誌面を汚したるを謝し、併て此稿を草するに當り、終殆熱心に鞭撻指導の勞を執られし高橋教授并に異本の搜索に關して直接間接に助力を被りし樋口及井原兩氏に對し深く其厚意を謝する次第である。

### 商法判決批評

西本辰之助

一、社員の競業行爲禁止の違反と除名

一、商法第六十條第一項の他の社員の承諾は

を害することなきものとす(大正七年七月

大審院第三民事部判決)

第一要旨の正當なること疑を容れず社員が豫め他の社員の承諾を得て競業行爲を爲し得るのみならず既に競業行爲を爲したる後に於ても他の社員が之に承諾を與ふるを得べきこと論を俟たず而して此場合の承諾は別段の留保を爲さざる以上は當該行爲の繼續を承諾したるのみならず既に發生したる商法第六十條第二項第七十條等に定めたる權利其他損害賠償の請求權等も亦之を拋棄したるものと解すべきなり

第二要旨も亦正當なりと雖も本判旨によれば除名の原因となるべき事由の一たる社員が重要な義務を盡さるときは惡意又は過失に由る場合に限らるゝが如しと雖も必しも然らず第七十條第一號の「社員カ出資ヲ爲スコト能ハサルトキ」とは故意過失を要件とせざること勿論に

事前の承諾のみならず事後の承諾をも包含するものなれば他の社員が事後に於て之を追認する以上は同條の競業禁止に違反するものに非ず

一、商法第七十條第五號の其他社員が重要な義務を盡さるときとは其社員の惡意に出でたると將た過失の結果なるを問はざるは勿論なりと雖も其過失の程度如何は裁判所の職權を以て判定すべき所に屬するものとす

一、合名會社組織の會社が其目的たる營業を廢止するの意思を以て工場を閉鎖し職工を解雇し事實上營業を爲さず會社を解散するの外なきものと決したるも單に其手續を経ざるに止まる場合に於ては會社の爲め社員の競業を禁止する理由消滅し社員をして會社と同種の營業を爲さしむるも會社の利益